

## 水俣市障害者活躍推進計画

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3の規定に基づき、次のとおり障害者活躍推進計画を策定しましたので、公表します。

令和7年4月1日

水俣市長 高岡利治

機関名	水俣市
任命権者	水俣市長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日
水俣市における障害者雇用に関する課題	水俣市においては、障がい者を対象とした職員採用試験を毎年行っているが応募者が少なく、令和6年（2024年）は法定雇用率（2.8%）を下回った。 令和8年（2026年）には法定雇用率の引上げ（3.0%）が予定されており、これを上回ることを目標として、障がい者の雇用に努める必要がある。

### ●目標

採用に関する目標	【実雇用率】（各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 （参考）令和6年6月1日時点の実雇用率：2.03% （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理
定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法）毎年度末、人事記録やアンケート等を元に、当該年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。
満足度に関する目標	【満足度の全体評価】前年度を上回る （評価方法）在籍している障がいのある職員（新規採用者を除く）にアンケート調査等を実施し、把握・進捗管理。

### ●取組内容

#### 1. 障がい者の活躍を推進する体制整備

組織面	○障害者雇用推進者として、総務課長を選任する。 ○障がいのある職員からの相談等に組織的に対応できるよう、障害者雇用推進者及び障害者職業生活相談員を中心としたサポート体制を整備する。 ○役割分担については、人事異動等により変更が生じるため、定期的に更新を行う。
-----	---

人材面	○障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）について、熊本労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
-----	--

## 2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定

	○現に勤務する障がいのある職員や今後採用する職員の能力や希望も踏まえ、職務整理表等を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。
--	---

## 3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

職場環境	○新規に採用した障がいのある職員については面談等により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障がいのある職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
募集・採用	○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
働き方	○時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
キャリア形成	○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。
その他の人事管理	○必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。 ○中途障害者（在職中に疾病・事故等により障がい者となった者をいう）について、円滑な職場復帰のために必要な職場選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。

## 4. その他

	○水俣市における障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針に基づき、障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。
--	--